

静岡県告示第64号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (i) 道路			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (i) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
伊豆縦貫自動車道天城北道路	(略)	(略)	伊豆縦貫自動車道天城北道路	(略)	(略)
伊豆縦貫自動車道河津下田道路	(略)	(略)	伊豆縦貫自動車道河津下田道路	河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。)	//
県道修善寺天城湯ヶ	(略)	(略)	県道修善寺天城湯ヶ	(略)	(略)

島線			島線		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。